

倫理委員会議事次第

(第 84 回 2023 年 5 月 9 日 (火) 13:00~14:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. IESBA 公開草案「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂案」に対するコメント案について

【資料 1-1~1-3】

協議事項

1. 研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」について

【資料 2】

2. IESBA 戦略及び作業計画案 2024-2027 コンサルテーションペーパーについて

【資料 3-1~3-2】

報告事項

1. IESBA 会議報告 (3 月) について

【資料 4】

2. 倫理規則改正の検討状況について

【資料 5】

3. 会員からの職業倫理相談状況

【資料 6】

III 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
IESBA 公開草案「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂案」和文コメント案	1-1
IESBA 公開草案「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂案」概要と論点	1-2
IESBA 公開草案「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂案」原文	1-3
研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」について	2
IESBA 「戦略及び作業計画案 2024-2027 コンサルテーションペーパー」概要	3-1
IESBA 「戦略及び作業計画案 2024-2027 コンサルテーションペーパー」原文	3-2
IESBA 2023 年 3 月会議報告	4
倫理規則及び実務ガイダンスの改正検討スケジュール	5
会員からの職業倫理相談状況	6

2023年5月9日
第84回倫理委員会
配付資料No. **1-2**

IESBA倫理規程の改訂に関する公開草案 (タックス・プランニング及び関連業務)

2023/5/9



Agenda

1. IESBA公開草案「タックス・プランニング及び関連業務」の概要
 - ▶ 提案されたIESBA倫理規程のセクション280、セクション380の改訂
 - ▶ 公共の利益のために職業会計士が果たす役割
 - ▶ 信頼できる根拠（Credible basis）
 - ▶ 全般的なタックス・プランニングに関する助言又は提言の検討
 - ▶ 複数の法域に跨る税制優遇
 - ▶ 概念的枠組みの適用
 - ▶ 意見の相違
 - ▶ 文書化
2. IESBAからの公開草案に対する質問事項

タックス・プランニングに関する公開草案本文は、以下のIESBAウェブサイトから入手・閲覧が可能。

<https://www.ethicsboard.org/publications/proposed-revisions-code-addressing-tax-planning-and-related-services-0>

1. IESBA公開草案 「タックス・プランニング及び関連業務」の概要

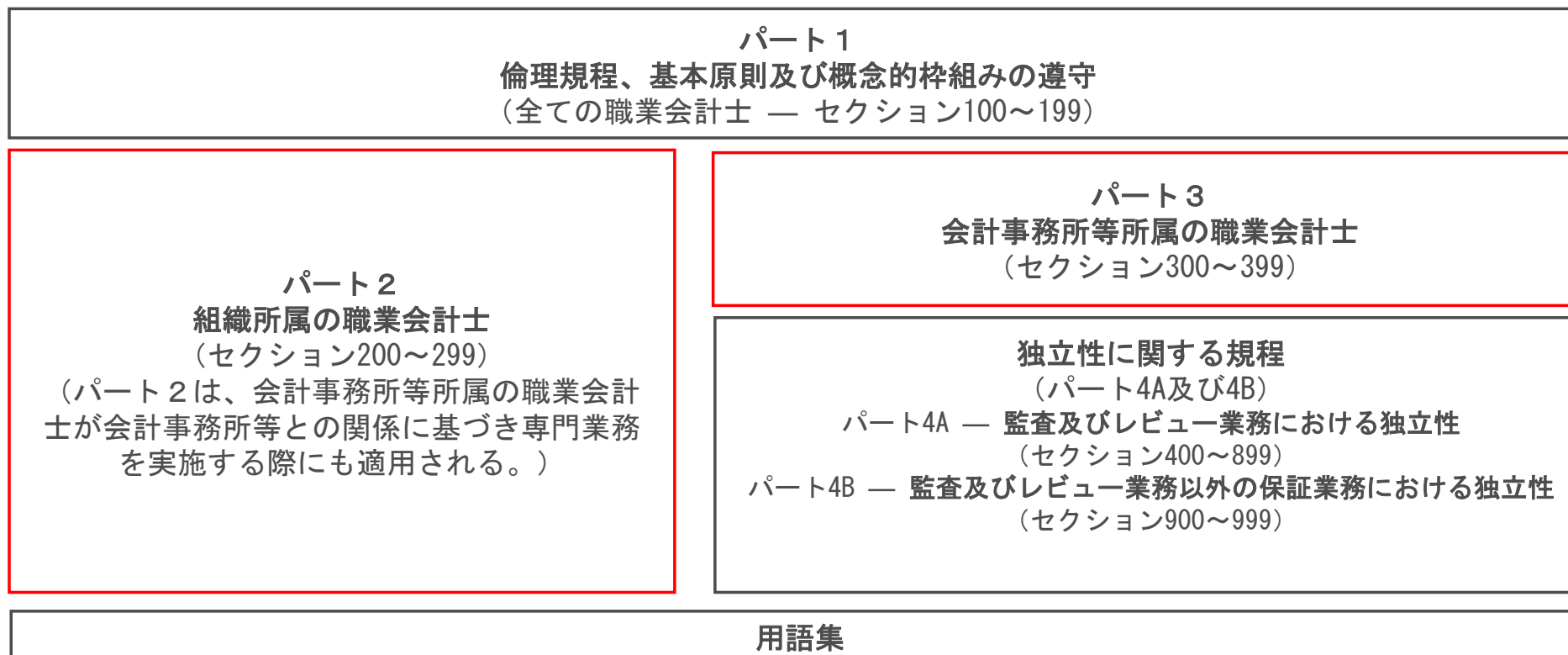


提案されたIESBA倫理規程の セクション280、セクション380の改訂

IESBA倫理規程の構成と公開草案の対象パート

倫理規程のパート2及びパート3それぞれにタックス・プランニングに関する規定を新設

<IESBA倫理規程の構成>



セクション280及び380の新設

● パート2：組織所属の職業会計士

セクション200	概念的枠組みの適用—組織所属の職業会計士
セクション210	利益相反
セクション220	情報の作成及び提供
セクション230	十分な専門知識に基づく行動
セクション240	財務報告及び意思決定に連動する報酬やインセンティブを含む金銭的利益
セクション250	贈答及び接待を含む勧誘
セクション260	違法行為への対応
セクション270	基本原則への違反のプレッシャー
セクション280	タックス・プランニング及び関連業務【新】

● パート3：会計事務所等所属の職業会計士

セクション300	概念的枠組みの適用—会計事務所等所属の職業会計士
セクション310	利益相反
セクション320	専門業務の受任
セクション321	セカンド・オピニオン
セクション325	審査担当者及びその他の適切なレビューアーの客観性
セクション330	報酬及びその他の種類の対価
セクション340	贈答及び接待を含む勧誘
セクション350	依頼人の資産の保管
セクション360	違法行為への対応
セクション380	タックス・プランニング及び関連業務【新】

セクション280及び380の新設

● パート2：組織所属の職業会計士

280.1	はじめに
280.4 A1	タックス・プランニング業務に関連する公共の利益のために果たす職業会計士の役割
280.5 A1	タックス・プランニング及び関連業務の説明
R280.6	法令等への準拠
280.8 A1	経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任
R280.9	全ての職業会計士の責任
R280.11	タックス・プランニングの取決めを推奨又はその他の助言を行うための根拠
280.15 A1	不確実性が生じる可能性のある状況
280.17 A1	タックス・プランニング業務を提供することにより生じる阻害要因
R280.18	タックス・プランニングの根拠の伝達
R280.19	意見の相違
280.2 A1	文書化

● パート3：会計事務所等所属の職業会計士

380.1	はじめに
380.4 A1	タックス・プランニング業務に関連する公共の利益のために果たす職業会計士の役割
380.5 A1	タックス・プランニング及び関連業務の説明
R380.6	法令等への準拠
380.8 A1	経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任
R380.9	全ての職業会計士の責任
R380.11	タックス・プランニングの取決めを推奨又はその他の助言を行うための根拠
380.15 A1	不確実性が生じる可能性のある状況
380.17 A1	タックス・プランニング業務を提供することにより生じる阻害要因
R380.18	タックス・プランニングの根拠の伝達
R380.19	意見の相違
380.22 A1	第三者により開発されたタックス・プランニング商品又は取決め
380.23 A1	文書化

公開草案の主な提案

- 公共の利益のために職業会計士が果たす役割
- 信頼できる根拠（Credible Basis）
- 総合的なタックス・プランニングの助言又は提言の検討
- 複数の法域に跨る税制優遇
- 概念的枠組みの適用
- 意見の相違
- 文書化



公共の利益のために職業会計士が果たす役割

公共の利益のために職業会計士が果たす役割：IESBAの提案

- 職業会計士には、職業的専門家としての判断が求められる。
- 公共の利益をタックス・プランニングの文脈で抽象的に定義したり、説明したりすることを試みない。
 - a. 公共の利益のための行動の大部分は、依頼人又は所属する組織が税法又は税制を遵守することを支援することであり、その支援において、職業会計士が、税法及び税制の遵守を保証する責任を負うのではなく、重要な役割を果たすことを認識する。
 - b. 依頼人及び所属する組織は、法的に課された税金を支払う責任があることを認識する。
 - c. 依頼人及び所属する組織に対するレピュテーションリスク並びに職業的専門家に対するレピュテーションリスクは重要な考慮事項である。

信頼できる根拠 (Credible Basis)

信頼できる根拠：IESBAの提案

- 職業会計士は、信頼できる根拠があると結論付けた場合にのみ、タックス・プランニングの取決めに関する推奨又はその他の助言を提供することを明確にした。
 - ▶ 職業会計士がタックス・プランニングの取決めに関し信頼できる根拠がないと判断した場合、依頼人といかなる協議をすることも禁止していると誤解されないようにする必要がある。
 - ▶ この変更を補完するためにIESBA倫理規程第380.11 A1項の適用指針を設けている。
- 信頼できる根拠があるかどうかについては、評価時の税法及び税制に基づき、職業会計士が職業的専門家としての判断を行う必要があることを明確にする。
 - ▶ タスクフォースでは、信頼できる根拠は、最終的には関連する税法及び税制に従わなければならないと考えており、そのため「credible basis in laws and regulations」と表現している。



総合的なタックス・プランニングに関する 助言又は提言の検討

総合的なタックス・プランニングに関する助言又は提言の検討： IESBAの提案

- IESBA倫理規程R380.12項の意図：スタンドバックに関する規定は、利害関係者がその取決めをどのように受け取るかにより生じる可能性がある風評、商業及びより広い経済的影響について、職業会計士が検討することである。
 - ▶ これは、その時点における状況に対する職業会計士の知識に基づく、誠意を持った検討となる。
 - ▶ 職業会計士があとになっての判断に左右されることは想定していない。
 - ▶ それは職業会計士の（他の誰かではない）判断である。
 - ▶ 税金に関するモラルや社会的正義の問題ではない。

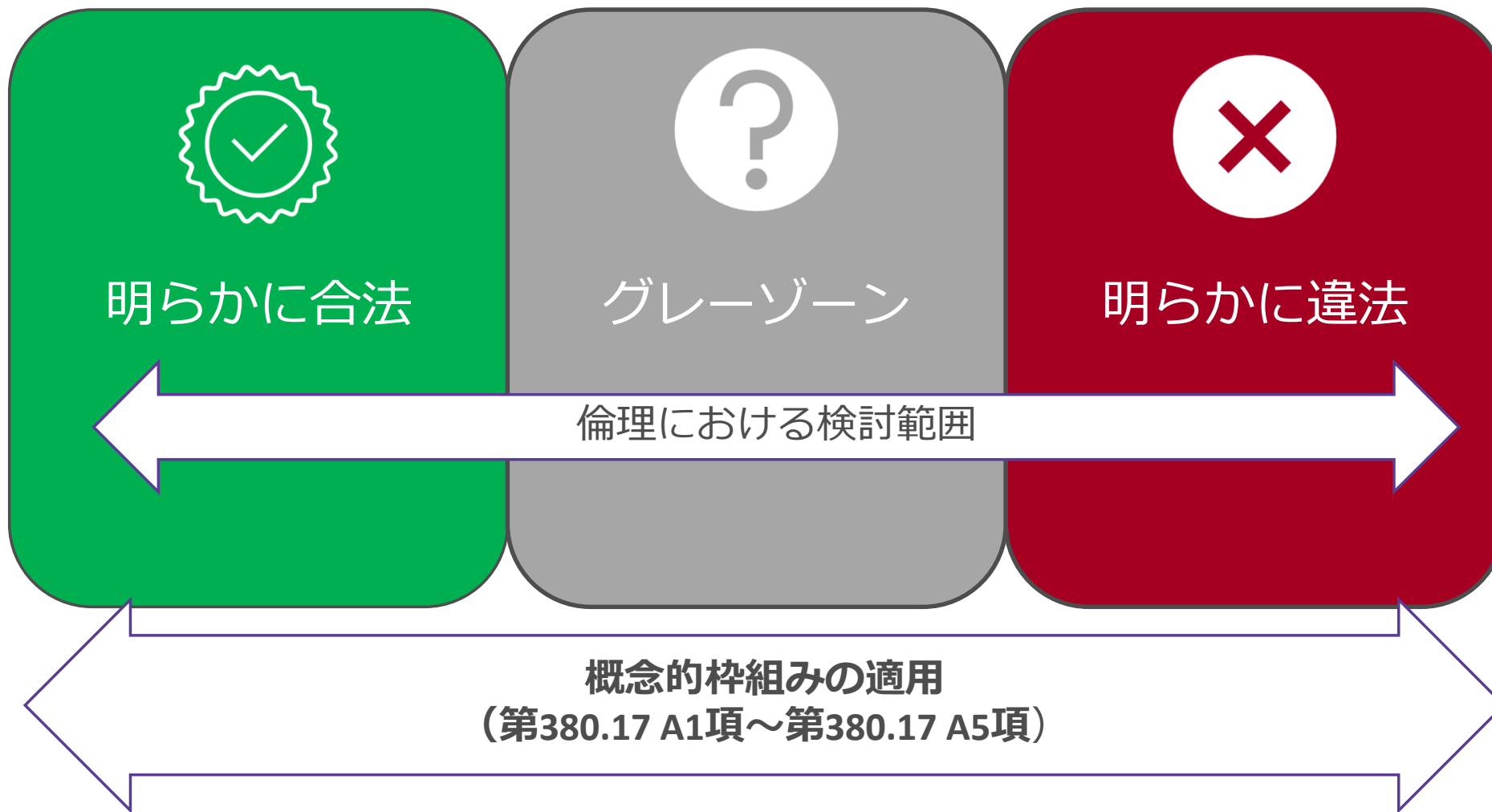
複数の法域に跨る税制優遇

複数の法域に跨る税制優遇：IESBAの提案

- 依頼人又は所属する組織に生ずる税制優遇がある場合、国境を越えたタックス・プランニングの取決めからどのような倫理的問題が生じるかを明確にすることを支援する。
- 第380.14 A2項において、次のガイダンスを提案している。
 - ▶ 第380.14 A1項にある開示を行うかどうかを決定する際に、職業会計士が考慮すべき関連する要因
 - ▶ 本項目は例示であって、全てを網羅するものではない。
- 外部の専門家の関与については、タックス・プランニングのプロジェクトの対象外である。

概念的枠組みの適用

幅広いタックス・プランニングへの対応



概念的枠組みの適用：IESBAの提案

- 不確実性が生じる可能性のある状況として、以下のような状況が例示されている。（第380.15 A2項）
 - 十分な事実関係の立証が困難であること。
 - 適切な前提条件の確立が困難であること。
 - 税法に関する法規制やその解釈が明確でないこと。
 - タックス・プランニングの経済的目的及び実体に関する明確性の欠如
 - タックス・プランニングの最終的な受益者が明確でないこと。
- タックス・プランニングを提供する際に生じる可能性のある阻害要因の種類に関するガイダンスを一部明確化した。（第380.17 A1項）
- 次の例を示すガイダンスを一部明確化した。
 - ▶ 阻害要因を除去し得る対応策（第380.17 A3項）
 - ▶ 阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策（第380.17 A4項）

意見の相違

意見の相違：IESBAの提案

- 次についてのガイダンスを提供する。
 - ▶ 依頼人と意見の相違が生じた場合に職業会計士が取るべき措置の順序
 - ▶ 論点は、依頼人が希望するタックス・プランニングの取決めをめぐる、職業会計士の助言に反する形での意見の相違についてである。
 - ▶ 依頼人を事業体に限定しない。依頼人が個人である可能性もある。
 - ▶ 職業会計士が適切と判断した場合、ガバナンスに責任を有する者に意見の相違の詳細を伝えることを検討するためのガイダンスを含む。

文書化

文書化：IESBAの提案

- 職業会計士が文書を作成することを奨励するが、要求事項ではないとの提案
- IESBA倫理規程パート2及びパート3との整合性
- 文書化は、倫理的行動の問題ではなく、品質管理又はエンゲージメントパフォーマンスの問題である。
 - ▶ 文書化の重要性（第380.23 A1項及び第280.21 A1項参照）
 - ▶ 文書化がどのように職業会計士を支援するか（第380.23 A2項及び第280.21 A2項参照）。



2. IESBAからの公開草案に対する質問事項

IESBAからの公開草案に対する質問事項

● 個別のコメントの要請

1. セクション380及びセクション280の新設の提案
2. タックス・プランニング及び関連業務の内容
3. 公共の利益のために行動する職業会計士の役割
4. 5. タックス・プランニングの取決めを推奨する、又はその他の方法で助言を提供する場合の根拠
6. 総合的なタックス・プランニングの助言又は提言の検討
7. 8. グレーゾーンの説明及びグレーゾーンを検討する上での概念的枠組みの適用
9. 意見の相違
10. 文書化
11. 第三者によって提供されたタックス・プランニングに関する業務又は取決め
12. 複数の管轄地域における税制上の優遇措置
13. 適合修正の提案

● 全般的なコメントの要請

セクション380及びセクション280の新設の提案

1. 本公開草案VIにおいて述べられているIESBA倫理規程のセクション380及びセクション280を新設することによってタックス・プランニング業務に対処するIESBAのアプローチに同意しますか。

タックス・プランニング及び関連業務の内容

2. 本公開草案VII.Aで詳述されている、タックス・プランニング業務に関するIESBAの記述に同意しますか。

公共の利益のために行動する職業会計士の役割

3. 本公開草案VII.Bで説明されている、タックス・プランニング業務における公益のために行動する職業会計士の役割に関するIESBAの提案に同意しますか。

タックス・プランニングの取決めに推奨する、又はその他の方法で助言を提供する場合の根拠

4. 本公開草案VII.Eで詳述されている、依頼人又は所属する組織に対して、タックス・プランニングの取決めにについて推奨する、又はその他の方法で助言を提供するための信頼できる根拠が、法律及び規制等にあると判断するための職業会計士の思考プロセスに関する、IESBAの提案に同意しますか。
5. 本公開草案で提案されているIESBA倫理規程改訂案の適切な適用に影響を与える可能性のあるその他の検討事項はありますか（法域固有の検討事項を含む。）。

総合的なタックス・プランニングの助言又は提言の検討

6. 本公開草案VII.Fに記載されている、スタンドバックテストに関する提案に賛成しますか。

グレーゾーンの説明及びグレーゾーンを検討する上での概念的枠組みの適用

7. 本公開草案VII.Gで説明されている、不確実性のあるグレーゾーンと、タックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があるとの判断の関係性について、IESBAの提案に同意しますか。

8. 本公開草案VII.Hで説明されている、概念的枠組みの適用に関して、提案されている次のa～dに関するガイダンスは、十分に明確かつ適切なものですか。
 - a. グレーゾーンに生じる可能性のある阻害要因の種類
 - b. そのような阻害要因の程度を評価する際に関連する要因
 - c. 不確実な状況によって生じる阻害要因を除去し得る対応策の例
 - d. そのような阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例

意見の相違

9. 本公開草案VII.Iで説明されている、依頼人、職業会計士の直属の上司又は所属する組織内の他の責任者とタックス・プランニングの取決めに関して意見の相違がある場合に職業会計士がとるべき様々な対応策を定めた提案に同意しますか。

文書化

10. 本公開草案VII.Jで説明されている、文書化に関するIESBAの提案に同意しますか。

第三者によって提供されたタックス・プランニングに関する業務又は取決め

11. 本公開草案VII.Kに記載されている、第三者プロバイダーによって開発されたタックス・プランニングに関する商品や取決めに対処する、IESBAの提案に同意しますか。

複数の管轄地域における税制上の優遇措置

12. 本公開草案VII.Lに記載されている、複数の法域に跨る税制上の優遇措置に関するIESBAの提案に同意しますか。

適合修正の提案

13. 本公開草案VII.Mで記載されている、セクション321の適合修正に関する提案に同意しますか。

全般的なコメントの要請

- a. **SMEs及びSMPs** - IESBAは、中小規模の事業体（SME）及び中小監査事務所（SMP）から、本公開草案に関するあらゆる観点からのコメントを求めています。
- b. **税務当局** – IESBAは、税務当局のメンバーから、規制の観点からのコメントを求めています。
- c. **途上国** – IESBAは、多数の途上国が倫理規程を採用している、又はアドプションの過程にあることを認識しており、本公開草案について、特に途上国の環境で適用する際の予測し得る困難について、これらの国から回答を求めています。
- d. **翻訳** – IESBAは、多数の回答者が自身の環境において導入するために、最終公表物の翻訳を想定していることを認識しており、回答者が本公開草案をレビューしている際に気付くかもしれない、翻訳に係る潜在的な問題に関するコメントを歓迎します。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

2023年5月9日
第84回倫理委員会
配付資料No. **3-1**

IESBA Strategy and Work Plan 2024 – 2027 Consultation Paper 概要

2023/5/9



コンサルテーション・ペーパー（CP）の構成

- Section I: Request for Comments
- Section II: Proposed Strategy 2024 – 2027
- Section III: Proposed Work Plan 2024 – 2027



- IESBAは、2023年12月に戦略及び作業計画（SWP）の確定版承認を目標としており、2023年第3四半期にCPに寄せられたコメントに対する回答を検討する予定である。

CP読者への質問①

戦略ドライバー、テーマ及びアクション

1. IESBAの提案する戦略ドライバー（P9からP13まで参照）に同意するか。
2. IESBAの提案する戦略テーマ及び戦略アクション（P13からP18まで参照）に同意するか。

提案されている作業計画2024-2027

3. IESBAが、表Bで示されているトピックを潜在的なワークストリームとして検討することを支持するか（P22からP24まで参照）。支持する場合、IESBAがこれらのトピックの下で検討すべき特定の問題や質問についても意見を述べ、反対の場合は、その理由を説明されたい。
4. IESBAは、表A、表B及び表Cに示された進行中、潜在的、又は事前コミットされた特定のワークストリームを加速又は延期すべきであると考えてるか。
5. IESBAが新しいワークストリームの候補として検討すべき他のトピックはあるか。ある場合、これらのトピックが表B（P22からP24まで参照）で示されたトピックよりも重要であると考えてるか。また、そのようなトピックに関する作業を行うことによってもたらされるであろうニーズ及び利益について説明されたい。

CP読者への質問②

追加情報

6. IESBAの戦略及び作業計画案では、姉妹関係にあるIAASBとの緊密な連携の重要性が強調されている。IESBAとIAASBの連携をどのように強化すれば、より公共の利益に資することができるかについて、意見又は提案はあるか。
7. 本討議資料で扱われているその他の事項、又は取り上げられていない重要な事項で、IESBAが戦略及び作業計画案2024-2027を最終決定する際に検討すべきと考えるものについて、コメントはあるか。

IESBAのビジョン

- IESBAのビジョンは次のとおりである。
 - IESBA倫理規程（独立性を含む。）が、ビジネス及び組織における倫理的行動並びに世界中の組織、金融市場、経済の適切な機能及びそれらの持続可能性の基礎となる財務及び非財務情報に対する社会の信頼の礎であることを、世界的に認知・承認されるようにする。
- IESBAのビジョンは、戦略ドライバーによって形成され、四つの戦略テーマの下で特定されたアクションを成功させることによって達成される。



戦略ドライバー

環境ドライバー：サステナビリティ情報に対する需要の高まり

- サステナビリティ情報に対する市場及び世間の需要は、近年、大幅かつ急速に高まっている。投資家、顧客、従業員、政府機関、又はその他の利害関係者により、投資やその他の意思決定を支援するために、当該情報はますます利用されている。
- サステナビリティ情報の需要は、環境だけでなく、社会・ガバナンスの分野でも急速に拡大し続けており、当該情報に信頼性があり、かつ比較可能であること、すなわち当該情報を保証の対象とすることが、公共の利益の観点から急務となっている。
- 多くの規制当局は、サステナビリティ報告及び保証に関する新たな規制の策定を、緊急課題として優先している。
 - IOSCO（証券監督者国際機構）
 - IESBAとIAASB双方の作業が重要であるとした上で、職業に限定されない、高品質かつグローバルな保証及び倫理基準（独立性を含む。）を開発する双方の計画を歓迎
 - PIOB（公益監視委員会）
 - 全ての保証業務提供者が、サステナビリティ保証業務の実施において、同レベルの高い倫理観及び独立性を保持することが公共の利益に資すると認識

環境ドライバー：組織所属の職業会計士（PAIB）の役割の拡大

- PAIBの中でも、特に、最高財務責任者（CFO）の役割は、企業の財務の健全性を守ることから、戦略、企業のリスク管理、業績管理や、組織の価値提案を利害関係者に伝えることなどにまで拡大している。
- CFOに対して、多くの新しい要求及びプレッシャーが生じている。
 - 新しいテクノロジーによって再形成されるCFOの役割及び責任
 - サステナビリティ情報に対する需要の急速な高まりへの組織的かつ戦略的な対応に伴う判断
 - その他の分野に関する理解及び協力
 - データのサプライチェーンの管理及び調整
 - 財務及び非財務情報の長期計画への統合
 - 財務報告に関与している従来の専門家とはまた別分野の専門家との関わり など
- 一方で、CFO（及び広範な財務機能）が十分な研修を受講していたり、管理能力が備わっているとは言い難い状況である。
- 現行のIESBA倫理規程が、急速に変化する環境において、PAIBの考え方及び行動を導く上で、適切であるかどうかを改めて検討する必要がある。
- CFOの役割の拡大は、民間企業だけでなく、公共部門（public sector）でも起きている。財務又はそれに準ずる役割を担うPAIBも、破壊的技術（technology disruption）や、サステナビリティ関連事項における政府のパフォーマンスに対する透明性の向上という要求から、影響を受けている。

環境ドライバー：信頼回復のために必要なこと

- 不正行為による大企業の破綻やその他の金融スキャンダルは、広範な経済・社会システムに劇的な影響を及ぼしている。
- これらの出来事は、会計士という職業に対する社会的信頼を損なうだけでなく、企業の財務諸表に対する社会的信頼の守護者としての監査人の役割や、監査の質だけでなく、監査人の独立性にも疑問を投げかけている。
- さらに、職業的懐疑心や専門家としての判断といった監査業務の側面だけでなく、監査人の独立性、監査事務所の文化、監査事務所の複合的なビジネスモデルについても、引き続き規制当局の監視が強化されている。
- PAIBの業務及び活動が監査人と同レベルの独立した規制の監視対象ではないにもかかわらず、CFOを含むPAIBの役割に関する倫理的な疑問が持たれる状況にある。
 - ▶ 例えば、「グリーンウォッシュ」の問題は、サステナビリティ情報を作成し報告する者、すなわちCFOや取締役を含む管理・監督の役割を担う者の倫理的行動に関する疑問を提起するものである。

環境ドライバー：テクノロジーの変革による継続的なインパクト

- テクノロジーの急速な進化により、職業会計士が、作成者、利用者、管理者、アドバイザー又は保証業務の提供者など、様々な役割でデータに接する機会が増加しており、特に自動化やサイバーセキュリティなどのテクノロジーの影響は、会計士業界全体にも及んでいる。
- デジタル・トランスフォーメーションは、依頼人や所属する組織の新たな要求や期待に応えることを可能とする一方で、職業会計士（PA）の業務に対する利害関係者の信頼に影響を与えるような、複雑化する倫理的課題を生み出している。
- テクノロジーに関するIESBAのアクションは次のとおりである。
 - 2022年11月：テクノロジー・ワーキング・グループ（TWG）のフェーズ2報告書を公表し、TWGの実態調査の結果を解説するとともに、規定の更なる強化やPAのための非公式文書の追加作成に言及
 - 2023年4月：テクノロジー・プロジェクトの下、PIOBの承認を得て、国際独立性基準を含むIESBA倫理規程の改訂版を公表予定

オペレーショナルドライバー： 利害関係者における適時性への期待の高まり

- モニタリング・グループ（MG）を始めとして、重要な公共の利益に資するよう求める市場動向に対応するために、IESBAによる質の高い倫理基準の適時の開発を求める声が上がっている。
- IESBAは、サステナビリティ報告及び保証業務に関して迅速に対応中である。

時期	内容
2022年第1四半期	サステナビリティのワークストリームを設立
2022年6月	倫理規程（独立性を含む。）を適時に改訂することを公に約束 IOSCO、IAASB、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）と緊密に連携し、透明性、関連性、信頼性の高いサステナビリティ報告を支援するために必要なグローバル基準インフラの開発に対する協調的アプローチを確保
2022年10月	スタッフ文書「サステナビリティ報告における倫理上の考慮事項（グリーンウォッシングに関する懸念に対処するためのガイダンスを含む。）」を公表
2022年12月	IESBAは、サステナビリティ報告及び保証に関する基準、並びに専門家の利用に関するプロジェクトに加え、独立性を含む倫理に関するプロジェクトを承認

オペレーショナルドライバー：

IESBA倫理規程の品質とグローバルな受入れの必要性

- PIOBはIESBAに対し、投資家やコーポレートガバナンスのコミュニティの意見を基準設定作業に反映させる努力を続けるよう奨励している。
- IESBAのサステナビリティ関連の規定が、会計専門職以外の保証業務の提供者に世界的に受け入れられるためにも、保証業務をサポートするために使用している倫理的枠組みを理解するとともに、当該業務の提供者が理解し、使用できるようなサステナビリティ保証のための職業に限定されない倫理規程（独立性を含む。）をIESBAが策定する際に、意見を求める必要がある。

オペレーショナルドライバー：IESBA倫理規程のグローバルな運用

- グローバルな運用とは、法規制の枠組みが異なる法域で適用できるか否かという実用性だけでなく、国際的な報告基準や保証基準などとシームレスに利用できるかを考慮することである。
- PIOBだけでなく、利害関係者も、IESBAとIAASBが相互に関心のあるトピックに取り組むために、緊密に連携することの重要性を引き続き強調している。連携は戦略的かつ技術的なレベルで行われており、IESBAとIAASBは、両者の基準が相互に支援し合い、相互運用できるように、その強化に向けた努力を続けている。
- サステナビリティ報告及び保証に関連する連携も、双方の基準における共通の概念や、用語及び定義の使用などにおいて、グローバルな一貫性を確保することの重要性を考慮している。

オペレーショナルドライバー：

IESBA倫理規程のグローバルな普及と効果的な運用の支援

- 現在、G20の17カ国を含む130の法域がIESBA倫理規程を適用又は使用しているが、最新版倫理規程を採用（adopt）又は使用（use）している地域が全てではないため、IESBAは、最新版倫理規程の採用又は使用の支援に引き続き注力する。
- 近年のIESBA倫理規程改訂の量及び頻度について、一部の利害関係者は、IESBAに対し、基準設定のペースを抑え、利用者の新しい規定の理解と、一貫した適用を支援するための非公式文書（NAM）の作成により注力するよう求めている。
- IESBAは、このような懸念を認識しており、基準設定プロジェクトの数と優先順位を決定した上で、倫理規程改訂の適用日を設定する際に重要事項として考慮している。また、適用を支援するリソースに対する市場の継続的なニーズに関するフィードバックは、IESBA倫理規程の効果的な適用が戦略的に重要な問題であることを強調している。

戦略テーマ

戦略ビジョン・戦略テーマ・戦略ドライバー

環境ドライバー

オペレーショナルドライバー

- 戦略テーマが戦略ドライバーにどのように繋がり、戦略ビジョンに影響を与えるかは、次の図のとおり。

戦略 ビジ ョン	戦略テーマ	戦略ドライバー
	サステナビリティ報告・保証の信頼性向上	<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ情報に対する需要の高まり● 利害関係者における適時性への期待の高まり
	サステナビリティ報告・保証以外の分野におけるIESBA倫理規程の強化又は他の方法での対応	<ul style="list-style-type: none">● PAIBの役割の拡大● テクノロジーの変革による継続的なインパクト● 利害関係者における適時性への期待の高まり● 信頼回復のために必要なこと
	利害関係者の視点の多様性、IESBA倫理規程のグローバルな運用性・受容性の更なる向上	<ul style="list-style-type: none">● IESBA倫理規程の品質とグローバルな受入れの必要性● IESBA倫理規程のグローバルな運用
	採用と実施に引き続き焦点を当てることによる、IESBA倫理規程の影響力の拡大	<ul style="list-style-type: none">● IESBA倫理規程のグローバルな普及と効果的な運用の支援

サステナビリティ報告・保証の信頼性向上

- IESBAは、サステナビリティ報告及び保証業務の信頼性向上のために、グローバルに適用できる倫理基準（独立性を含む。）の開発に合意した。当該基準は、ISSB及びIAASBがそれぞれ策定中のサステナビリティ報告基準及び保証基準を補完するものである。
- 多くの法域では、サステナビリティ保証業務の市場を会計専門職であるか否かにかかわらず、全ての当該業務の提供者に開放しているか、又は開放する見込みである。
- IESBAは2022年12月に、サステナビリティ保証のための、特定の職業に限定されない（professional-agnostic）倫理・独立性基準、及びサステナビリティ報告のための倫理基準を策定する新たなサステナビリティ・プロジェクトを承認した。

サステナビリティ報告・保証以外の分野における IESBA倫理規程の強化又は他の方法での対応

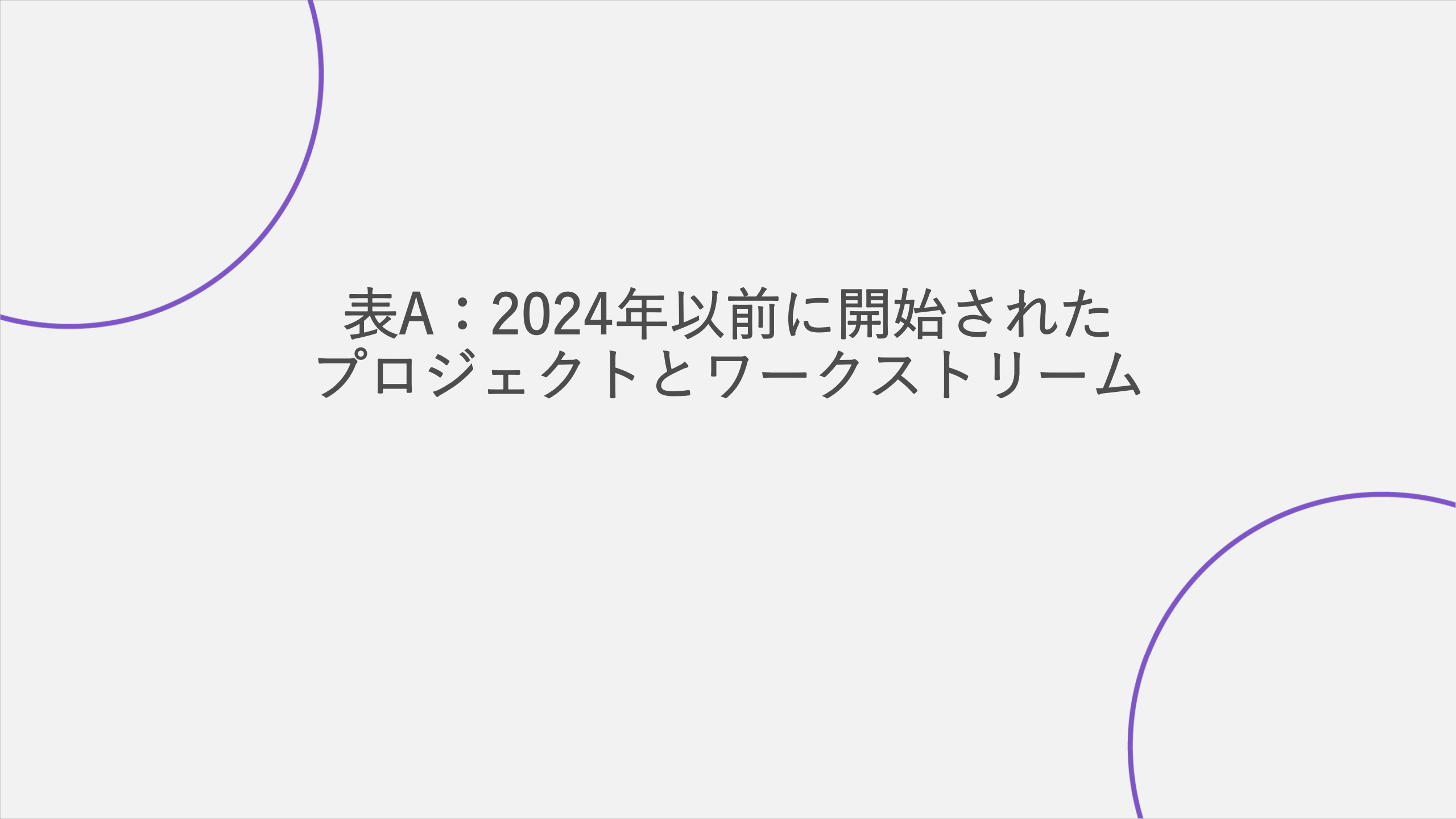
- PAの業務に対する社会の信頼に影響を与える新たな倫理や独立性に関する疑問や課題が発生する可能性がある。
 - ▶革新的なテクノロジーやサステナビリティ報告などの進展に対応して、PAの業務は進化している。
 - ▶世界中で繰り返される大企業の倒産
- 規制当局や監督機関は、IESBAに対し、国際独立性基準の強化に引き続き焦点を当てることを求めている。
- IESBAは、基準設定やその他の対応策を必要とするような外部環境における新たな問題や進展を監視する必要がある。

利害関係者の視点の多様性、 IESBA倫理規程のグローバルな運用性・受容性の更なる向上

- IESBAは、特に投資家やTCWGなど、これまであまり意見を求めてこなかった利害関係者からの意見を充実させることを目指す。
- サステナビリティ保証に関する検討では、IESBAが、独立性を含む職業に限定されない倫理基準を開発し、広く受け入れられるという目標を達成するために、PA以外の保証業務の提供者と協力することが重要になってくる。
- 信頼性の高い財務報告及び非財務報告を支援する、グローバルかつ相互運用可能な基準を開発するためには、IAASB、ISSB、国際公会計基準審議会（IPSASB）を含む他の国際的な基準設定主体との連携が重要である。
- IAASB、ISSB、IPSASBを含む他のグローバル基準設定主体や、NSSと緊密に連携し、基準の断片化を最小限に抑えることも重要である。
- グローバルの規制・監督コミュニティと積極的に関わり、その意見を求めることも重要である。

採用と実施（Adoption and Implementation）に引き続き焦点を当てることによる、IESBA倫理規程の影響力の拡大

- 最新のIESBA倫理規程を適用する法域が拡大することと、IESBA倫理規程が、最新の機能強化とともに、PAや会計事務所等によって効果的に実施されることは、公益に適うことである。
- IESBA倫理規程は、財務・非財務情報のサプライチェーンにおける報告・保証基準に対して、不可欠な補完的役割を担っている。



表A：2024年以前に開始された
プロジェクトとワークストリーム

表A：2024年以前に開始されたプロジェクトとワークストリーム

継続プロジェクト及びワークストリーム	2024年第1四半期における ステータス（予定）
サステナビリティ <ul style="list-style-type: none">ワークストリーム1：独立性ワークストリーム2：倫理	公開草案
外部専門家の利用	公開草案
集団投資ビークル（CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス	情報収集
適用後レビュー（PIR）－違法行為（NOCLAR）	情報収集

サステナビリティ

- IESBAは、2022年12月にサステナビリティに関するプロジェクトを承認した。
- 本プロジェクトは、サステナビリティ保証のための職業に限定されない独立性基準の開発に焦点を当てた作業と、サステナビリティ報告及び保証のための倫理基準の開発に焦点を当てた作業の二つの流れに分かれている。
- IESBAは、2023年第4四半期までに公開草案を承認することを目標としている。

外部専門家の利用

- 2022年12月に「専門家の利用」プロジェクトを承認した。このプロジェクトは、監査業務、サステナビリティ保証業務及びその他の保証業務における専門家の利用と、財務及び非財務情報の作成及びその他の業務の提供における専門家の利用に関する倫理及び独立性の問題を取り扱うものである。
- IESBAは、2023年第4四半期までに公開草案を承認することを目標としている。

集団投資ビークル（CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス

- IESBAは、2023年第4四半期に本トピックの情報収集を開始する予定である。
- 本トピックでは、CIV及び年金基金の取決めや、受託者、運用者及びアドバイザーなどとの関係を見直し、独立性に関する規定や「関連事業体」の定義の適用が引き続き目的にかなったものであることを確認する。
- また、IESBAは、投資会社コンプレックス（Investment Company Complexes）についても検討し、新たな用語及び定義の設定、コンプレックス内のどの事業体を監査業務の依頼人の関連事業体とみなすかの明確化など、構造に対応したIESBA倫理規程の強化が必要であるかを検討する。

適用後レビュー（PIR） – 違法行為（NOCLAR）

- IESBAは、2016年7月に「違法行為への対応（NOCLAR）」に関するIESBA倫理規程改訂を公表した（2017年7月適用開始）。
- NOCLARでは、監査人を含むPAが、NOCLARやその疑いに気付いた場合、公益のためにはどのような行動が最善かを判断する際の指針となる倫理的枠組みを導入している。
- 特に、監査人やその他のPAが守秘義務に縛られることなく、特定の状況下で判明した、又は生じた疑いのあるNOCLARを適切な当局に開示するための明確な道筋を示している。また、組織内における規定の遵守と、NOCLARの発生を未然に防ぐことを促進する上級職のPAIBの役割を改めて強調している。



表B：検討中の新規ワークストリーム

表B：検討中の新規ワークストリーム

ワークストリーム
CFO及びその他の上級PAIBの役割
ビジネス上の関係
会計事務所等-監査業務の依頼人との関係
用語の定義と説明
データの保管 (Custody of Data)
TCWGとのコミュニケーション

CFO及びその他の上級PAIBの役割

- IESBAは、CFOやその他の上級PAIB（公共部門における同等の役職を含む。）の進化した役割に関する情報を収集し、これらのPAIBが直面する倫理の問題や課題を特定し理解する必要がある。
- 役割及びマインドセット、テクノロジーといった最近のプロジェクトにおける改訂や、サステナビリティ及び専門家の利用のプロジェクトで取り組まれている問題などを考慮し、PAIBがこれらの倫理的問題に取り組むことを支援するために、IESBA倫理規程パート1及び2の更なる強化を検討する可能性がある。
- IFACのPAIBアドバイザーグループや、PAIB会員の基盤が強固なPAOなどの利害関係者と協力して実施される予定である。

ビジネス上の関係

- IESBA倫理規程セクション520「ビジネス上の関係」に、会計事務所等、ネットワーク・ファーム及び監査業務チームの構成員が監査業務の依頼人又はその経営者と持ち得るビジネス上の関係から生じる独立性に対する阻害要因について、“密接なビジネス上の関係”に焦点を当てた規定がされている。
- IESBAは、会計事務所等、ネットワーク・ファーム及び監査業務チームの構成員が監査業務の依頼人及びその経営者と持ち得る様々な種類の関係性を見直し、生じ得る独立性の問題に、セクション520が十分に対応しているかどうか検討する。
 - 当該検討を行うに当たり、IESBAは、テクノロジー・プロジェクトの下で既に行われた改訂を考慮することになる。
- IESBAは、重要性（materiality と significance）を、IESBA 倫理規程セクション511「ローン及びローンの保証」と同様に、特定のビジネス上の関係の例外の規準として維持すべきかどうかを検討する可能性がある。
- IESBAは、より広い文脈でこれらのビジネス上の関係を探求しているため、ビジネス上の関係による倫理的影響を検討する上で、IESBA 倫理規程パート 1 及び 3 の規定が引き続き適切かどうかを検討する可能性もある。

会計事務所等－監査業務の依頼人との関係

- IESBAは、「監査事業体 (audit entity) 」又は「監査対象事業体 (entity subject to audit) 」とは対照的に、「監査業務の依頼人 (audit client) 」という用語が適切かどうかを検討する。
 - 最終的な受益者である依頼人は、事業体やその経営者ではなく、企業の所有者や株主である。
- 2020年12月に完了した報酬に関する改訂プロジェクトにおいて、IESBAは、監査業務の依頼人に関する固有のリスクは、「監査事務所－監査業務の依頼人」という広範なトピックの一部であり、報酬に関連する問題だけではないとしている。
- したがって、IESBAは、依頼人との関係から生じる固有の問題は、報酬プロジェクトの管轄外であると判断した。「監査業務の依頼人」との関係から生じる潜在的かつ倫理的な影響に対応する枠組みを、IESBA倫理規程が提供し続けているかどうかを検討する。
- 「ビジネス上の関係」のトピックに、IESBAが今後どのように対処するかについても影響を与える可能性がある。

用語の定義と説明

- IESBA倫理規程における用語の定義と、IAASB基準における用語の定義に相違があることから、可能な限りそれぞれの用語の定義を一致させることを目指す。
- 多くのユーザーがIAASB基準とIESBA倫理規程の両方を同時適用するため、用語の定義の整合を図ることで、曖昧さを除去し、両審議会の基準の相互運用性を向上させ、翻訳を含めた採用及び実施を容易にすることができる。
- また、次の用語がIESBA倫理規程で現在どのように定義されているかのレビューが行われる可能性がある。
 - 従業員 (employee)
 - 業務期間 (engagement period)
- さらに、次の用語の明確化の要否を検討する可能性がある。
 - 会計事務所等所属の職業会計士 (professional accountant in public practice)
 - 組織所属の職業会計士 (professional accountant in business)

データの保管 (Custody of Data)

- データは、全ての財務及び非財務報告の基礎となるものであり、PAPPとPAIB両方の専門業務に影響を及ぼす。データが紛失、不正流用、誤用、不適切な操作、又は不正アクセスに晒された場合、所属する組織や依頼人に、重大な影響を及ぼす可能性がある。
- IESBA は、テクノロジー・プロジェクトにおける直近の倫理規程改訂を考慮し、依頼人、顧客又はその他の第三者の財務データ又は非財務データをPAが保管することの倫理的な意味について調査を行う。
- また、セクション350「依頼人の資産の保管」と同様に、データの保管に関する倫理について検討を行うために、IESBA倫理規程パート3にセクションを新設する必要があるかどうかなど、現行規定が当該トピックに対応できているかを検討する。

TCWG(Those Charged With Governance)とのコミュニケーション

- PAがテクノロジーに依拠するために外部の専門家又はコンサルタントを利用する場合、ガバナンスに責任を有する者（TCWG）とのコミュニケーションにより、PAの透明性と説明責任の概念を更に強化することで、当該専門家又はコンサルタントへの「過剰な依存」の可能性を最小限に抑えることができると考えられる。
- この考え方は、テクノロジーに限った話ではなく、サステナビリティ報告や、タックス・プランニングなど他の分野にも適用できるものである。したがって、あらゆる状況下で考慮できるよう、当該コミュニケーションに対応する規定を今後IESBA倫理規程に組み込む可能性がある。
- IESBAは、PAによる基本原則及び独立性に関する要求事項の遵守に影響を与える可能性のあるリスク及びエクスポージャーについて、PAがTCWGと有意義なコミュニケーションを行うことを促すために、セクション200及び300に「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」に関する新しい規定を加えるメリットがあるかどうかを検討する。
- なお、専門家の利用に関するプロジェクトの成果も考慮する予定である。



表C：2024年第1四半期以降に開始する
プレコミットワークストリーム



表C：2024年第1四半期以降に開始するプレコミットワークストリーム

ワークストリーム	開始時期	リソース予想	内容
適用後レビュー（PIR） －長期関与：フェーズ2	Q4 2024	中	<p>長期関与により生じる障害要因に対処するため、セクション540「監査業務の依頼人に対する担当者の長期関与とローテーション」が法域でどのように導入されているか、また、各地域におけるローテーション制度（会計事務所等のローテーションや再入札の義務付け等）との相互作用を調査</p> <p>▶ 調査量：平均的と予想される。</p>
適用後レビュー（PIR） －再構成版IESBA倫理規程	Q1 2025	中	<p>各地域が再構成版IESBA倫理規程をどれだけ効果的に実施しているか、規定の理解に関する課題、再構成版倫理規程の利用又は翻訳に関する実務上の課題を調査</p> <p>▶ 調査量：平均的と予想される。</p>
適用後レビュー（PIR） －非保証業務（NAS）及び報酬（Fee）	Q4 2027	高	<p>当該事項に関する改正が、各地域でどのように適用されたか、また運用する上で会計事務所等が直面した実務上の問題を調査</p> <p>▶ 調査量：多大な労力を要することが予想される。</p>
適用後レビュー（PIR） －PIEの定義	Q4 2027	中	<p>PIEの追加カテゴリーを含め、法域がPIEに関する改正を地域レベルでどのように適用しているかを調査</p> <p>▶ 調査量：平均的と予想される。</p>

適用後レビュー（PIR）－長期関与：フェーズ2

- 2017年1月、IESBAは長期関与（ローテーション）に関するIESBA倫理規程改訂を公表した。
- 当該PIRのフェーズ1は、2021年12月に完了し、IESBAのボードは「一定の条件を満たす法域における例外措置（jurisdictional provision）」を延長又は変更しないことを決定した。
- フェーズ2では、IESBA倫理規程のその他の改訂された長期関与に関する規定が、実務上どの程度効果的に適用されているかをレビューする（強制ファーム・ローテーションや強制再入札など、長期関与に関する世界中の他の制度における立法又は規制の進展を考慮に入れる。）。

適用後レビュー（PIR） – 再構成版IESBA倫理規程

- 2019年6月に再構成版IESBA倫理規程が公表された。
- 当該PIRでは、各法域での適用状況を調査し、再構成プロジェクトの目的を効果的に満たしているかどうかを、ユーザビリティ、翻訳可能性や、適用（application）などという広範な問題に焦点を当てながら評価する。
- 相乗効果を得るため、IESBAは、長期関与に関するフェーズ2のPIRを、再構成版倫理規程のPIRと同時に実施することを想定している。

適用後レビュー（PIR） – 非保証業務（NAS）及び報酬（Fee）

- IESBAは、2021年4月にNAS及びFeeに関するIESBA倫理規程改訂を公表し、いずれも2022年12月に適用開始となっている。
- 当該PIRでは、特に、法域全体におけるNAS及びFeeに関する規定の採用及び実施状況、規定及び審議会の論拠の理解可能性に関する重要な問題や、各法域レベルでの規定の適用及びその他の問題点などを評価する。

適用後レビュー（PIR） – PIEの定義

- IESBAは、2022年4月に「上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義の改訂」を公表し、当該改訂は2024年12月に適用開始となる予定である。
- PIRでは、特に、法域間での改正されたPIEに関する規定の採用及び実施状況、規定及び審議会の論拠の理解可能性に関する重要な問題、地域レベルでの定義の精緻化や、その他の適用上の問題などを評価する。
- 改訂規定の影響を全体的に理解し、シナジーを発揮するために、IESBAは、NAS及びFeeに関するPIRを、PIEの定義に関するPIRと合わせて実施することを想定している。



IESBA Work Plan 2024-2027

マイルストーン

マイルストーン：現行プロジェクト

ワークストリーム	リソースの 需要予測	マイルストーン			
		2024	2025	2026	2027
サステナビリティ – 独立性	高	確定版公表	ロールアウト		
サステナビリティ – 倫理	高	確定版公表	ロールアウト		
外部専門家の利用	高	確定版公表	ロールアウト		
CIV及び年金基金	高	ファクトファ インディング	公開草案	確定版公表& ロールアウト	
PIR – 違法行為	中	ファクトファ インディング	WGからの提案		

マイルストーン：プレコミット

ワークストリーム	リソースの 需要予測	マイルストーン			
		2024	2025	2026	2027
PIR：長期関与フェーズ2	中	ファクトファ インディング	WGからの提案		
PIR：再構成版倫理規程	中		ファクトファ インディング	WGからの提案	
PIR：報酬及び非保証業務	高				ファクトファ インディング
PIR：PIEの定義	中				ファクトファ インディング

マイルストーン：その他のプロジェクト

ワークストリーム	リソースの 需要予測	マイルストーン			
		2024	2025	2026	2027
EIOC	低	ディスカッション	ディスカッション	ディスカッション	ディスカッション
アウトリーチ	中	検討中	検討中	検討中	検討中
NAM	低	検討中	検討中	検討中	検討中



その他のプロジェクト

環境スキャン（Environmental Scan）

- IESBAは、IESBA倫理規程の改訂、IESBAスタッフによる公表物の検討、その他対応の必要性の有無を判断するため、EIOCを通じて関連する外部の動向を引き続き監視することとしている。
- EIOC は、(a)通常戦略立案プロセス以外で注意を払うべき新たな問題、(b)利害関係者へのアウトリーチの範囲及び焦点並びにアプローチについて審議会に提言する予定である。
- IESBA は、戦略期間中、ワークストリームから派生する関連事項について、半年に一度、議論を行うことを想定している。
- また、IESBAは、変化するテクノロジー環境と、財務・非財務情報報告のエコシステムや会計専門職への倫理的影響などを引き続き監視し、更なる情報収集やその他の対応策の必要性を判断する予定である。

アウトリーチ

- IESBAは、ボードメンバー、テクニカルアドバイザー及びスタッフを動員し、
- 積極的かつ広範な利害関係者への働きかけを行い、
- ビジネス及び組織に対する社会の信頼における倫理の中心性を強化し、
- IESBAの活動に対する認識を高め、
- 基準設定の提案やソートリーダーシップを社会化し、
- 世界中でIESBA倫理規程の採用及び効果的な実施を促進し、
- その他の相互利益に関する事項についても関係者と連携する。

NAM (Non-Authoritative Material) の作成

- IESBAは、新規又は改訂規定を解説した、結論の根拠 (Basis for Conclusion)、Q&A、スタッフ・アラート、ファクトシート、グローバルウェビナーなど、テクノロジーに関する事項を取り扱うスタッフ公表物やその他のリソースなどを引き続き検討する予定である。
- また、IESBAは、IFAC、NSS、PAOなどの他の利害関係者とのパートナーシップを通じて、他のNAMの発展を促進することを目指す。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

2023年5月9日
第84回倫理委員会
配付資料No. **6**

会員からの職業倫理相談状況 (前回の倫理委員会以降)

2023/5/9



会員からの職業倫理相談状況（2023年3月）

- 2023年3月23日：3件
- 相談カテゴリー
 - ローテーション（1件）、就職制限（1件）、その他（1件）

作業部会 審議日		相談事項
3月23日	①	監査業務の主要な担当社員等のローテーションのカウント方法について
	②	元パートナーによる監査業務の依頼人の監査等委員への就任について
	③	会計事務所等と賃貸契約を締結している税理士法人がネットワーク・ファームに該当するか否かについて

会員からの職業倫理相談状況（2023年4月）

- 2023年4月20日：1件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 守秘義務（1件）

作業部会 審議日		相談事項
4月20日	①	顧問として業務を提供していた依頼人に関して不正受給の疑いがある場合における通報の可否について

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会